

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるための必要な措置を講じ、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛玩することを目的として飼養される動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)をいう。
- (2) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (5) 火葬場 ペットの死体を火葬する焼却炉(以下「火葬炉」という。)を有する施設及び移動火葬車を使用してペットの死体を繰り返し火葬する特定の場所をいう。
- (6) ペット霊園 墓地、納骨堂又は火葬場を単独で設置し、又は併設した施設であって、事業の用に供するために設置するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が設置するものを除く。
- (7) 近隣住民等 次のア又はイに掲げる場合に依り、それぞれに定める者をいう。
 - ア ペット霊園の敷地(設置を予定している敷地を含む。以下単に「敷地」という。)内に火葬場を有しない場合 敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲の土地の所有者又は当該土地に存する建物の所有者若しくは使用者
 - イ 敷地内に火葬場を有する場合 敷地の境界線からの水平距離が300メートル以内の範囲の土地の所有者又は当該土地に存する建物の所有者若しくは使用者
- (8) 移動火葬車 火葬炉を搭載した自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)をいう。

(設置許可)

第3条 ペット霊園を市内に設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「設置許可」という。)に、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(市長との協議)

第4条 設置許可を受けようとする者(以下「設置予定者」という。)は、次に掲げる事項を定めたペット霊園の設置等に関する計画(以下「設置等計画」という。)を作成し、当該設置等計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) ペット霊園の区域及び面積
 - (2) ペット霊園の設備、配置図及び構造
 - (3) ペット霊園の維持管理に関する事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による協議を行う場合は、規則で定める事項を記載した協議書その他必要な書類を第9条第1項に規定する申請書を提出する日(以下「申請予定日」という。)の120日前までに市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による協議において、設置予定者に対し必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

第5条 設置予定者は、設置等計画の内容を記載した標識(以下この条において単に「標識」という。)を前条第2項に規定する協議書その他必要な書類を提出する日以後において、次条第1項の規定による説明会の開催の日の30日前から第13条第2項の規定による検査済証の交付の日まで設置等計画に係る土地の周囲から見やすい場所に設置しなければならない。

- 2 設置予定者は、標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 設置予定者は、標識が破損し、汚損し、又は倒壊したときは、速やかに当該標識を修復しなければならない。
- 4 設置予定者は、標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の記載事項を標識に記載するとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第6条 設置予定者は、近隣住民等に対し、設置等計画についての説明会(以下単に「説明会」という。)を、申請予定日の90日前から60日前までに開催しなければならない。

- 2 設置予定者は、説明会において規則で定める事項について記載した書面を交付し、当該書面の内容も併せて説明しなければならない。
- 3 設置予定者は、説明会の開催に際して、あらかじめ実施する日時、場所、方法等について市長と協議し、近隣住民等に説明会の開催を周知させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 設置予定者は、説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第7条 設置予定者は、説明会が開催された日の翌日から起算して30日以内に、近隣住民等から設置等計画について意見の申出があったときは、当該意見の申出をした者と協議し、十分な理解を得るよう努めなければならない。

2 設置予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(事前手続の終了)

第8条 市長は、第4条から第7条までに規定する手続(以下「事前手続」という。)が適正に行われたと認めるときは、当該設置予定者に事前手続の終了を通知するものとする。

(設置許可の申請)

第9条 設置予定者は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる事項を記載した申請書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 設置予定者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) ペット霊園の名称及び所在地

(3) ペット霊園を設置しようとする土地の地目

(4) ペット霊園の施設の概要

(5) ペット霊園を設置する目的

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 設置予定者は、前条の規定による通知を受けた日から1年を経過した後に、第1項の申請書を市長に提出しようとするときは、改めて事前手続を行わなければならない。

(設置許可の基準)

第10条 市長は、ペット霊園が次に掲げる基準に適合するものでなければ、設置許可をしてはならない。

(1) 設置するペット霊園が永続的に管理運営される見込みがあること。

(2) 設置等計画に係る敷地は、次の基準に適合していること。

ア 設置予定者が所有する土地であり、かつ、当該土地に所有権以外の権利が存しないものであること。

イ 住宅及び規則で定める施設の土地の境界線から敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上(火葬場を有する場合は300メートル以上)離れていること。

ウ 河川等から敷地の境界線までの水平距離が20メートル以上離れていること。

エ 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

オ 敷地に接する道路及びこれに接続する主要な道路は、現に存する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路で、幅員6メートル以上のもの(その一端のみが他の道路に接続したものを除く。)であること。

カ 地盤の軟弱な土地、出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良等安全上必要な措置が講じられていること。

(3) ペット霊園の施設は、次の基準に適合していること。

ア 敷地の境界には、墳墓等が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。

イ 敷地の面積の20パーセント以上の規則で定める緑地を設けること。

ウ 墓地の墳墓数及び納骨堂の収蔵数の合計の数に0.05を乗じて得た数以上の台数の規模の自動車駐車場を敷地内に設けること。この場合において、合葬墓(共同で利用する墳墓をいう。以下この号において同じ。)を設置する場合には合葬墓1基につき10台以上、火葬場を設置する場合には火葬炉1基につき5台以上の規模の自動車駐車場を併せて設けること。

エ 出入口には、施錠することができる門扉を設けること。

オ 墓地には、アスファルト、コンクリートその他堅固な材料で舗装した有効幅員が1メートル以上の通路を設けること。

カ 管理事務所、休憩所、便所、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備を敷地内に設けること。

(4) 納骨堂の施設は、次の基準に適合していること。

ア 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物(以下「耐火建築物」という。)とし、内部の設備は、同条第9号の不燃材料を使用すること。

イ 納骨装置(焼骨を納めた容器を保管する装置をいう。)の存する室の湿度を一定の水準に保つ除湿装置(除湿機、エアコンディショナー等の装置をいう。)を設けること。

(5) 火葬場の施設又は設備は、次の基準に適合していること。

ア 火葬場は、耐火建築物とし、火葬炉は、火葬場内に設置すること。ただし、移動火葬車を使用する場合は、この限りでない。

イ 火葬炉は、埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号。以下「県条例」という。)別表第2第1号の表7の項及び埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成13年埼玉県規則第100号。以下「県規則」という。)別表第4に規定する廃棄物焼却炉の基準に適合するものでなければならない。

ウ 火葬炉には、悪臭の発生を防止し、燃焼室において発生するガスを再燃させるための燃焼室を設けること。

(6) 前各号で定めるもののほか、当該ペット霊園の設置に関し必要な関係法令の基準に適合していること。
(許可書の交付等)

第11条 市長は、第9条第1項に規定する申請に基づき、許可又は不許可の決定をしたときは、設置予定者に、許可の決定にあつては許可書を交付し、不許可の決定にあつては不許可通知書によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により設置許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、管理事務所の見やすい場所に前項の許可書を掲示しなければならない。

(工事着手の届出)

第12条 設置者は、設置許可に係るペット霊園の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の届出等)

第13条 設置者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに当該届出に係るペット霊園を検査し、当該ペット霊園が第10条に規定する基準に適合していると認めるときは、検査済証を当該設置者に交付するものとする。

3 設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該設置許可に係るペット霊園を使用させてはならない。

(中止の届出)

第14条 設置者は、設置等計画又はペット霊園の工事を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更許可)

第15条 設置者は、第11条第1項に規定する許可の決定を受けた事項(第20条各号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更の許可(以下「変更許可」という。)に、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(変更許可の申請)

第16条 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 変更許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) ペット霊園の名称及び所在地

(3) ペット霊園の区域を拡張するための土地の地目(ペット霊園の区域を拡張する場合に限る。)

(4) 変更前及び変更後の施設の概要

(5) 変更の内容

(6) 変更許可を必要とする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 変更許可を受けようとする者は、第18条において準用する第8条の規定による通知を受けた日から1年を経過した後、第1項の申請書を市長に提出しようとするときは、改めて事前手続を行わなければならない。

(変更許可の基準)

第17条 市長は、ペット霊園が次に掲げる基準に適合するものでなければ変更許可をしてはならない。

(1) 設置許可(変更許可があつたときは、最後の変更許可)を受けた日から5年が経過していること。

(2) ペット霊園の区域の拡張を伴うときは、当該拡張の面積が既存面積の50パーセント未満であること。

(3) 変更前のペット霊園の区域と一体性を失うことのない変更であること。

(4) 変更後のペット霊園が第10条に規定する基準に適合していること。

(変更許可に係る準用)

第18条 第4条から第8条まで及び第11条から第14条までの規定は、変更許可について準用する。この場合において、第4条第1項中「設置許可を受けようとする者(以下「設置予定者」という。)」とあるのは「変更許可(第15条第2項に規定する変更許可をいう。以下この条、第5条から第8条まで、第11条、第12条及び第13条第3項において同じ。)を受けようとする者」と、同条第2項中「第9条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、同条第3項及び第5条から第8条までの規定中「設置予定者」とあるのは「変更許可を受けようとする者」と、第11条第1項中「第9条第1項」とあるのは「第16条第1項」と、「設置予定者」とあるのは「変更許可を受けようとする者」と、同条第2項及び第12条中「設置許可」とあるのは「変更許可」と、第13条第2項中「第10条」とあるのは「第17条第2号から第4号まで」と、同条第3項中「設置許可」とあるのは「変更許可」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第19条 設置者は、ペット霊園を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、当該ペット霊園の墳墓に埋蔵され、又は納骨堂に収蔵されている焼骨の処理について、公衆衛生上適正な措置を講じなければならない。

(名称等の変更の届出)

第20条 設置者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、その旨を証する書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) ペット霊園の名称
- (2) ペット霊園の土地の地番、地目及び面積(ペット霊園の区域の変更を伴うものを除く。)
- (3) 設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (4) 墓地の区画数(ペット霊園の区域の変更を伴うものを除く。)
- (5) 納骨堂の収蔵数(施設の変更を伴うものを除く。)

(地位の承継)

第21条 設置者からペット霊園(その土地の所有権を含む。)を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添付して、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(移動火葬車による火葬の許可等)

第22条 移動火葬車を使用して市内でペットの死体を火葬すること(以下「火葬行為」という。)を業として行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を規則で定めるところにより、火葬行為を行うために使用する移動火葬車ごとに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 移動火葬車の概要
- (3) 火葬炉の性能

3 市長は、前項に規定する申請があった場合において、移動火葬車の火葬炉が第10条第5号イ及びウに規定する基準に適合するものでなければ、第1項の許可をしてはならない。

4 市長は、第1項の許可に、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(移動火葬車の廃止及び移動火葬事業者の名称等の変更の届出)

第23条 前条第1項の許可を受けた者(以下「移動火葬事業者」という。)は、移動火葬車を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 移動火葬事業者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び移動火葬車の保管場所に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(移動火葬車による火葬の許可に係る準用)

第24条 第11条第1項の規定は、移動火葬車による火葬の許可について準用する。この場合において、同項中「第9条第1項」とあるのは「第22条第2項」と、「設置予定者」とあるのは「第22条第1項の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(遵守事項)

第25条 設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ペット霊園が第10条に規定する基準に常に適合するよう維持管理しなければならない。
- (2) ペット霊園内でペットの死体を土葬してはならない。
- (3) 火葬炉から発生した灰を適正に処理すること。
- (4) 火葬炉から排出したばい煙等の量、濃度又は汚染状態を県規則別表第4に規定する測定方法により測定し、その結果を記録するとともに市長から求められた場合に提示できるようにしておくこと。
- (5) ペット霊園の維持管理を行うに当たっては、近隣住民等との良好な関係を保持するとともに、周辺的生活環境に配慮しなければならない。
- (6) 墓石等が倒壊したとき、又はそのおそれのあるときは、速やかに安全な措置を講じ、又は墓地の利用者に同様の措置を講ずるよう求めること。
- (7) ペット霊園を常に清潔に保ち、施設が老朽化したとき、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。

2 移動火葬事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火葬行為を行う際は、その土地の所有者の同意を得た場で行うこと。
- (2) 火葬行為を行う際は、付近の住民に対して事前に周知するとともに、従業者を待機させ、適正な管理を行うこと。
- (3) 道路、河川等、河川敷その他公共の用に供する施設で火葬行為及びこれに付随する行為を行わないこと。
- (4) 火葬炉から発生した灰を適正に処理すること。

- (5) 火葬炉から排出したばい煙等の量、濃度又は汚染状態を県規則別表第4に規定する測定方法により測定し、その結果を記録するとともに市長から求められた場合に提示できるようにしておくこと。
- (6) 移動火葬事業者の名称、連絡先及び移動火葬車である旨を車両の外側の見やすい場所に表示し、火葬行為を行う際は、許可書を携帯し、提示を求められた際には、速やかに提示すること。
- (7) 県条例第40条第1項に規定するアイドリング・ストップを行って火葬をすること。
- (8) 市民からの問い合わせ、苦情、要望等に対し、誠意をもって対応すること。

(報告及び立入検査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

- (1) 設置者 ペット霊園の管理の状況
 - (2) 移動火葬事業者 移動火葬車の管理状況及び火葬行為の実施状況
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ペット霊園又は移動火葬事業者の事務所に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下この条において「立入検査」という。)ができる。
- 3 立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の勧告及び命令)

第27条 市長は、設置者及び移動火葬事業者(以下「設置者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、必要な改善を勧告することができる。

- (1) 第10条、第17条第2号から第4号まで又は第22条第3項に規定する基準に違反するとき。
 - (2) 第3条第2項、第15条第2項又は第22条第4項の規定により設置許可、変更許可又は第22条第1項の許可(以下これらの許可を「設置許可等」という。)に付された条件に違反するとき。
 - (3) 第25条第1項第2号から第4号までの規定に違反するとき。
 - (4) 第25条第2項第1号から第6号までの規定に違反するとき。
- 2 市長は、設置者等が前項に規定する勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第28条 市長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、設置許可等を受けたとき。
- (2) 前条第2項の規定による命令に従わないとき。

(禁止命令等)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部若しくは一部又は移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 設置許可又は変更許可を受けず、ペット霊園を設置し、又は変更した者
 - (2) 第13条第3項の規定に違反し、検査済証の交付前にペット霊園を使用させた者
 - (3) 第22条第1項の許可を受けず、火葬行為を行った者
 - (4) 第27条第2項の規定による命令に従わない者
 - (5) 前条の規定により設置許可等を取り消された者
- 2 市長は、前条の規定により設置許可等を取り消された者又は前項に規定する処分を受けた同項第1号若しくは第2号に規定する者に対し、期限を定めて、これらの処分に係る区域の墳墓に埋蔵され、若しくは納骨堂に収蔵されているペットの焼骨又は当該区域に土葬されているペットの死体の除却を命ずることができる。
- 3 市長は、業としてペット霊園以外の場所にペットの死体を土葬し、又は焼骨を埋蔵した者に対し、当該行為の禁止を命じ、及び期限を定めて、当該死体又は当該焼骨の除却を命ずることができる。

(公表)

第30条 市長は、第27条第2項又は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者にあらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存するペット霊園(以下「既設ペット霊園」という。)を設置している者については、平成25年4月1日から同年6月30日までは、設置許可を受けなくても、引き続き当該既設ペット霊園を使用することができる。

- 3 既設ペット霊園を設置している者は、前項に規定する期間の経過後も当該既設ペット霊園を使用する場合は、規則で定めるところにより当該期間内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出の日において、設置許可を受けたものとみなす。
- 5 前項の規定により設置許可を受けたものとみなされた者は、当該既設ペット霊園を第10条に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。
- 6 この条例の施行の際現に火葬行為を業として行っている者は、平成25年4月1日から同月30日までは、第22条第1項の許可を受けなくても、引き続き当該火葬行為を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の決定があるまでの間も、同様とする。